

# BATJ Union News !

## 6/26 : 労使協議会議事の報告

6/26 に定例の労使協議会を開催致しました。議事内容について下記しますのでご確認ください。

記

### 1. 『2015 組織改編』 事案の労組説明に関する議事

#### □ 労働協約 15 条 3 項の解釈ならび条文改訂

今般事案の事前協議に関しては、双方の条文解釈が異なる事から結論は見出さない。

今後は事前協議を適切に実施させる為の条文改訂を検討する事で合意。

#### □ 機密保持と事前協議

事案内容によって会社の計画・方針を受容する事は可能であり、前広に事前協議するために条文改訂を含めて協議していく。

### 2. 希望退職募集に関する議事

#### □ 定員超過対応についての質疑

Q: 定員選定 (先着順) に関する疑念、また受付終了案内 (14:00) に対する問合せが多発している。

A: 定員選定は応募先着順で決定している。

Auto Reply メールはテクニカルな問題で機能せず、代替措置としてマニュアル操作で準備していたが、開始数分間で大量申請があり、適切な対応ができなかった。応募超過は予測していたが、ここまでの状況は想定出来ていなかった。

重複メール精査・申請ファイル確認・対象者チェック等を不備がないよう念入りに確認した為、午後 2 時の締切案内となった。

Q: 受理・不受理タイムラインの開示要望が多い。

A: 先着順受信ログは 6/26 木之下委員長に目視確認頂く (執行 3 役同席)。

【1 番】 9 時 30 分 04 秒 プロパティ Modified 時刻。

【150 番】 9 時 31 分 44 秒 プロパティ Modified 時刻。

尚、個別の会社への問い合わせに対し、個人の受付時間を開示する (HR 合意事項)。

Q: 非適用者からの問合せに対して個別対応ではなく、一律対応 (情報発信) が必要ではないか。

A: 一律対応は受止に個人差がある事から弊害懸念があり、避けるべきと考えている。

Q: 今後自己都合退職した場合、会社都合にできるか?

A: 自主退職者への会社都合理由は失業保険不正受給による違法行為と見做される為にできない。

Q：自己都合退職者に対し、再就職支援だけでもサポートできるのか？

A：再就職支援を付与する事は会社による退職助長に繋がり、混乱を招く恐れがある為にできない。

### 3. 2015 新組織に関する議事

□ 移行期間の士気低下を抑止する取組

- ・ JLT からのフィールド向けメッセージ発信（7/3,林副社長よりビデオメッセージ有）。
- ・ 2014 年内スケジュールを前広に開示できるよう検討中（先行き不安の払拭）。
- ・ 2014 年 9 月末からパンダリーを作成予定（現時点でエリア数は未確定）。
- ・ 2015 年頭、大々的な THM を実施予定。

□ エリア編成に伴う ASV 処遇の見通し

ASV に関して、まだ見通しがついていない。

### 4. 36 協定に関する議事

□ 2014 組合要求に対する会社意向

暫定で 36 協定は締結。2014 年 7 月 1 日～(3 か月延長)

組合員の皆様へ、  
御疲れ様です。

組合員の皆様より数多くの質疑、ご意見を承りそれに基づき、労使協議を継続しております。皆様から頂いた疑義については既に会社にも提言を行いました。今後も発生した疑義については都度、会社と協議します。又、適用とならなかった方々の心情については労使共に現状の大きな問題として受止めており、多くの方々の悔恨の念と徒労感・不信感による志気低下が組織弱体化に繋がる事を危惧しています。労組としては全社的な士気高揚を諮る手立てについても会社に粘り強く提言して参ります。今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

中央執行部一同

以上